(ｲ) 曲想と音楽の構造等との関わりについて理解すること。

〔共通事項〕

(1) １段階と２段階の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　音楽を形づくっている要素を聴き取り，それらの働きが生み出すよさや面白さ，美しさを感じ取りながら，聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ　音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符，休符，記号や用語について，音楽における働きと関わらせて理解すること。

3　指導計画の作成と内容の取扱い

(1) 指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ア　題材など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育むべき資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，音楽的な見方・考え方を働かせ，他者と協働しながら，音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど，思考，判断し，表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図ること。

イ　２の目標及び内容の「Ａ表現」のアからエまでの指導については，(ｱ)，(ｲ)及び(ｳ)の各事項を，「Ｂ鑑賞」のアの指導については，(ｱ)及び(ｲ)の各事項を，適切に関連させて指導すること。

ウ　２の目標及び内容の〔共通事項〕は，表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力であり，「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の各事項の指導と併せて，十分な指導が行われるよう工夫すること。

エ　２の目標及び内容の「Ａ表現」のアからエまで及び「Ｂ鑑賞」のアの指導については，適宜，〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

オ　国歌「君が代」は，時期に応じて適切に指導すること。

カ　各段階においては，生徒の発達の段階と生活年齢を考慮すること。

(2) ２の内容の取扱いについては，次の事項に配慮するものとする。

ア　各段階の指導に当たっては，音や音楽との一体感を味わえるようにするため，指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れるようにすること。

イ　各段階の指導に当たっては，音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図る指導を工夫すること。その際，生徒の言語理解や発声・発語の状況等を考慮し，必要に応じてコンピュータや教育機器も効果的に活用すること。

ウ　生徒が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるような機会をつくるなど，生徒や学校，地域の実態に応じて，生活や社会の中の音や音楽，音楽文化と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

エ　合奏や合唱などの活動を通して，和音のもつ表情を感じることができるようにすること。また，長調及び短調の曲においては，Ⅰ，Ⅳ，Ⅴ及びⅤ$_7$などの和音を中心に指導すること。

オ　我が国や郷土の音楽の指導に当たっては，そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう，楽譜や音源等の示し方，伴奏の仕方，曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方など指導方法について工夫すること。

カ　各段階の「Ａ表現」のアの歌唱の指導に当たっては，次のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 生徒の実態や学習状況及び必要に応じて適宜，移動ド唱法を取り上げるようにすること。

(ｲ) 成長に伴う声の変化に気付くことができるよう，変声期の生徒に対して適切に配慮すること。

キ　各段階の「Ａ表現」のイの楽器については，次のとおり取り扱うこと。

(ｱ) 各段階で取り上げる打楽器は，簡単に操作できる楽器，木琴，鉄琴，和楽器，諸外国に伝わる様々な楽器を含めて，生徒の実態や発達の段階を考慮して選択すること。

(ｲ) １段階で取り上げる旋律楽器は，既習の楽器を含めて，鍵盤楽器などの中から生徒の実態や発達の段階を考慮して選択すること。

(ｳ) ２段階で取り上げる旋律楽器は，既習の楽器を含めて，鍵盤楽器や和楽器，電子楽器などの中から生徒の実態や発達の段階を考慮して選択すること。